

議会の委任に基づく専決処分について

第 1 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件 1】

1 和解（示談）の相手方

豊島区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和 8 年（2026 年）4 月 7 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区野方一丁目 35 番 3 号 中野区立教育センター分室敷地内駐輪場

(3) 事故発生状況

区の職員が、中野区立教育センター分室における廃棄物の撤去等に係る委託業務に関し、上記(2)の事故発生場所に駐輪されていた相手方所有の自転車を当該廃棄物と誤認し、当該業務の受託事業者に対し当該廃棄物として撤去するよう指示したことにより、当該自転車が撤去され、滅失した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 12,018 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和 8 年（2026 年）9 月 11 日

5 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が、2(2)の駐輪場に駐輪されていた相手方所有の自転車を廃棄物と誤認し、2(3)の受託事業者に対し廃棄物として撤去するよう指示したことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、滅失した自転車の残存価額 12,018 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意を行うとともに、所属長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

【報告案件２】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和８年（２０２６年）２月２０日

(2) 事故発生場所

相手方自宅玄関前

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集作業（戸別収集）のため相手方自宅を訪れたところ、上記(2)の事故発生場所に置かれていた相手方所有の工具等をごみと誤認し、これを収集したことにより、当該工具等が滅失した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害９，９５６円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和８年（２０２６年）９月１４日

5 区の賠償責任

本件事故は、ごみの収集作業を行っていた区の職員が相手方所有の工具等をごみと誤認し、これを収集したことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、滅失した工具等の残存価額の合計９，９５６円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意を行うとともに、所属長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

第２ 和解について

【報告案件３】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事件の概要

(1) 事件発生日

令和８年（２０２６年）４月１５日

(2) 事件発生場所

東京都中野区中野四丁目９番先路上 中野駅北口東西連絡路下喫煙所

(3) 事件発生状況

相手方が、区が所有する上記(2)の喫煙所の窓ガラスを蹴ったことにより、当該窓ガラスが破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、本件事件により、区が被った損害（2(3)の窓ガラスの交換費用等）297,000円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和8年（2026年）9月17日